

成年後見申立ての手引

この手引は、成年後見制度を利用される方に役立つようにと作成したものです。最後までお読みになり、十分に制度をご理解いただいた上で申し立ててください。

水戸家庭裁判所

目 次

後見開始審判手続流れ図

はじめに	1
第1 成年後見制度について	1
1 成年後見制度とは何か	1
2 後見とは何か	2
3 保佐とは何か	2
4 補助とは何か	3
第2 申立ての手続について	5
1 申し立てる裁判所	5
2 申立てができる人	5
3 申立てに必要な書類	5
第3 成年後見の申立て後の手続について	7
1 進行手順	7
2 鑑定	7
3 申立人の調査	7
4 成年後見人候補者の調査	8
5 本人調査（本人との面接）	9
6 関係人の調査	9
7 後見開始の審判	9
8 後見開始の確定と登記	9
第4 成年後見人等の職務について	11
1 財産目録・後見事務計画書の作成	11
2 成年後見人の主な職務	11
3 保佐人の主な職務	12
4 補助人の主な職務	13
第5 後見等監督（成年後見人等に対する監督）について	15
1 後見等監督の内容	15
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	15
第6 後見等事務の終期について	16
家庭裁判所に提出する資料のコピーの取り方	17
後見開始等申立必要書類一覧表	18

後見開始審判手続 流れ図

申立て準備 (5頁) (1階受付係)

必要書類一式をお渡しします。
平日午前9時～11時30分、午後1時～4時30分においでください。

申立て (5頁)

事情の聴取 (1階受付係)

準備された書類をすべてお持ちになり、申立人ご自身がおいでください。
平日午前9時～11時、午後1時～4時をお願いします。

申立て

調査 (7頁)

申立人調査(面接)
成年後見人候補者調査(面接)
本人調査(面接)
関係人調査(書面照会等)

鑑定 (7頁)

鑑定の費用(5～10万円程度)がかかります。

後見開始の審判 (9頁)

後見開始
成年後見人の選任

※あわせて成年後見監督人を選任することもあります。

審判確定 (9頁) ・ 登記 (東京法務局) (9頁)

この手続に1か月程度かかります。

財産目録の作成, 裁判所への提出 (11頁)

後見監督 (15頁)

はじめに

この手引は、水戸家庭裁判所で成年後見の申立てを考えている方を対象に、申立てに必要な書類、その後の手続などについて、あらましを説明したものです。何か不明な点がありましたら、水戸家庭裁判所の受付係におたずねください。

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が精神上的の障害により不十分な場合（記憶力などに障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者など）、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、本人のために預金の払戻し、解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買などをする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできません。判断能力が不十分な場合も、これらを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、これらの場合、本人を援助する人が必要で、精神上的の障害によって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、援助者が本人のために活動するのが成年後見制度です。したがって、本人が単なる浪費者であったり、性格の偏りがあることだけでは、この制度を利用できません。また、本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。

成年後見制度は、本人の判断能力によって、次のように区分されます。

- ・ 本人の判断能力が欠けている場合 → 後見
- ・ 本人の判断能力が著しく不十分な場合 → 保佐
- ・ 本人の判断能力が不十分な場合 → 補助

2 後見とは何か

後見とは、本人が一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力が欠けている場合であり、後見開始の審判とともに、本人（「被後見人」といいます。）を援助する人として成年後見人が選任されます。

成年後見人の職務内容については、11頁第4の2をご覧ください。成年後見人は、広範な代理権及び取消権を持つことから、本人に代わって、本人のために様々な契約を結んだり、本人の財産をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないようにし、十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけ（例えば、保険金を受け取るためなど）となったことだけをすればよいものではなく、成年後見人は本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは、後見開始の審判の確定によって、通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。

後見が開始すると、本人は、選挙権を失い、印鑑登録は抹消されます。医師、税理士などの資格や会社役員の地位も失います。

3 保佐とは何か

保佐とは、本人の判断能力が失われてはいないものの、著しく不十分な場合であり、保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます。）を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐人の職務内容については12頁第4の3をご覧ください。保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）を、本人のみの判断では行うことができなくなります。保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（同意権）、本人が既にしてしまったことを取り消す（取消権）ことを通して本人を援助していきます。また、保佐人は、特定の事項に

ついて、本人に代わって契約を結ぶ等の行為（代理権）をすることもできます。

なお、保佐人がこのような代理権を持つためには、保佐開始の審判申立てのほかに、別途、代理権付与の審判の申立てが必要になります。また、保佐人に代理権を付与する場合には、本人の同意が必要です。

保佐開始の審判確定により、保佐が開始すると、本人は、医師、税理士等の資格や会社役員の地位を失います。

同意権；本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限

取消権；本人が保佐人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、保佐人等がその行為を無効なものとして、原状に戻す権限

代理権；本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

4 補助とは何か

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合であり、補助開始の審判とともに、本人（「被補助人」といいます。）を援助する人として補助人が選任されます。

補助人の職務内容は13頁第4の4をご覧ください。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消し、代理）をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の審判を申し立てる場合は、その申立てと一緒に、必ず、補助人の同意権や代理権の範囲を定める申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をし、同時に同意権や代理権を定めるには、本人の同意が必要です。

なお、後見、保佐とは異なり、本人についての鑑定は原則として不要となります。

本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、どの類型で申し立てるのか悩むことでしょう。

申し立ての段階では、診断書を参考にして、該当すると思われる類型の申し立てをすることで差し支えありません。家庭裁判所でお渡しする成年後見用の診断書の、「3 判断能力判定についての意見」で4段階に分かれているところは、上から順に、後見、保佐、補助、判断能力ありに相当します。

第2 申立ての手続について

1 申し立てる裁判所

本人の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

なお、本人の住民登録上の住所が上記の管轄内でない場合でも、入所中の施設や病院などが管轄内にある場合（ただし一時的な入院を除く）には申立てを受け付けることがありますので、不明な点は水戸家庭裁判所の受付係に問い合わせてください。

2 申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、市町村長、検察官等です。

四親等内の親族とは、主に次の人たちになります。

- ・ 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- ・ きょうだい，おい，めい
- ・ おじ，おば，いとこ
- ・ 配偶者の親・子・きょうだい

3 申立てに必要な書類

申立ての際には、18頁の「成年後見等申立必要書類一覧表」にある書類をそろえてください。また、チェック欄を利用して、申立てに必要な書類がそろっているかどうか確認してください。資料のコピーの仕方については、17頁を参照してください。

手続をスムーズに進めるためには、申立てのときに次のようなことが大事です。

- ・ 申立ての目的（後見開始の必要性）がはっきりしていること。
- ・ 申立ての必要書類がきちんとそろっていること。
- ・ 財産目録がきちんと作成されていること。
- ・ 信頼できる適格な成年後見人等候補者が確保されていること。
- ・ 鑑定を引き受けてくれる医師が確保されていること。
- ・ 申立てについて親族の意見が一致していること。

第3 成年後見の申立て後の手続について

1 進行手順

1 頁の「後見開始審判手続流れ図」の手続に沿って進行します。

2 鑑定

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。後見開始の審判では、原則として鑑定を行う必要があります。ただし、本人がいわゆる植物状態にあるなど、明らかに判断能力を欠くと認められる場合には、鑑定を実施しないこともあります。

鑑定は、申立てを受け付けた後、裁判所から正式に医師に依頼して行います。医師にもよりますが、依頼してから鑑定書を提出してもらうまで、1～2か月程度かかっているのが実情です。

また、申立人には鑑定費用を家庭裁判所に納めてもらいますが、それは鑑定人に支払うものです。

鑑定書については、最高裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) に「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」が掲載されています。

3 申立人の調査

申立人の方には、申立てのいきさつ、成年後見人候補者を推薦した理由、本人の生活状況、財産状況、心身の状態、本件に対する意向、異論を持つ親族の有無等をうかがいます。申立人が成年後見人候補者でもある場合は、その適格性に関する調査を行います。

4 成年後見人候補者の調査

成年後見人候補者には、その適格性に関する調査を行います。

成年後見人候補者については、本人のご家族でなくてもよいのですが、成年後見制度の内容や成年後見人等の職務や責任について理解されている方を候補者として挙げてください。

家庭裁判所は、成年後見人の選任にあたり、①本人の心身の状態及びに生活並びに財産の状況、②成年後見人候補者の職業及び経歴、③成年後見人候補者と本人との利害関係の有無、④本人の意見等を踏まえて、総合的な判断をします（成年後見人候補者をだれとするのか考える際に、これらの事情を検討してみてください。）。

そのため、申立書に記載された成年後見人候補者が必ずそのまま選任されるとは限りませんし、また、成年後見人に選任されるのが親族に限定されているものでもありません。

成年後見人の職務は、本人の日常の細々とした金銭の出納から、その財産の管理、療養契約の締結、身上監護に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。

また、成年後見人に選任されますと、辞任するには正当な理由がなければならず、家庭裁判所の許可を待たなければなりません。

そのため、家庭裁判所は、本人に高額な財産があったりその財産関係が複雑であったりする場合や、親族間に本人の財産管理の方針等に大きな食い違いがあるような場合には、弁護士、司法書士又は社会福祉士等といった第三者の専門家を成年後見人や成年後見監督人として選任することがあります。その場合、第三者の成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が、公正な立場から金額を決定した上で本人の財産の中から支払います。

第三者の成年後見人が選任されたことにより、本人の財産が安全かつ適正に管理さ

れたり、また、親族間の紛争が未然に防止されたりした事例はたくさんあります。第三者の成年後見人に対する報酬は、そのために必要な費用であることをご理解ください。

5 本人調査（本人との面接）

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容について本人の陳述を聴取することが必要となっております。これを本人調査といいます。

また、保佐開始事件や補助開始事件で、代理権を付与する場合は、本人の同意が必要となりますので、同意の確認も通常本人調査の手続の中で行います。

原則として、本人に家庭裁判所においでいただくこととなりますが、入院中や施設入所中など、それが困難な場合には、家庭裁判所の担当者が出向きます。

6 関係人の調査

家庭裁判所は、本人の身近な親族に対して、書面等により、申立ての趣旨、実情や成年後見人候補者名を伝え、これらに関する意向の確認をすることがあります。

7 後見開始の審判

家庭裁判所は、すべての審理が終わると、後見開始の審判をし、成年後見人を選任することになります。

8 後見開始の確定と登記

審判書が成年後見人に届いてから2週間以内に、だれも不服を申し立てない場合には、後見開始審判が確定し、効力が生じます。その後、家庭裁判所の方

で、東京法務局に審判の内容を登記してもらうよう依頼（囑託）します。

成年後見人の職務を行うためには、審判の確定証明書や成年後見人として選任されていることの登記証明書の提出を求められることが多いようです。

第4 成年後見人等の職務について

1 財産目録・後見事務計画書の作成

成年後見人に選任された人は、原則として審判確定後1か月以内に、本人の財産目録と後見事務計画書を作成し、家庭裁判所に提出するとともに、年間収支の予定を立てなければなりません。

水戸家庭裁判所では、後見登記後に成年後見人に「成年後見人の職務について」という書面を送付しており、この中でこれらの提出をお願いしています。

申立人が成年後見人に選任される場合には、申立時と選任後の2度、財産目録を提出していただくことになり、面倒だと思われるかもしれませんが、しかし、申立時に提出していただく目録は後見開始の審理のためのものであるのに対し、選任後に提出していただく目録は、本人の財産を成年後見人が管理を始めた時の資料となり、同時に後見監督の資料となるものですから、必ず提出してください。

※申立時には、鉛筆書きなどで目録を作成してコピーを提出し、その後、選任後に必要な手直しをした上、ペン書きにして提出すると便利です。

2 成年後見人の主な職務

成年後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に十分に配慮しながら、本人のために必要な代理行為を行い、本人の財産を適正に管理しなければなりません。そして、それらの本人のためにしたことがわかるように記録しておき、定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。

成年後見人は、本人の財産についての全般的な管理権を有し、これに関する法律行為について全般的な代理権を有します。そのような広い権限が与えられているのは、本人に判断能力が全くないので、常に本人に代わって様々な判断

をして、その利益になるよう行動することが求められているからです。

具体的には、成年後見人は、本人に代わって、預貯金の出し入れや、治療や介護に関する契約を締結するなど、必要な法律行為を行うとともに、本人の財産が他人のものと混合しないようにし、通帳や証書類などを保管し、収支計画を立てるなどの管理をします。

例えば、本人の財産である保険金を受け取り、預貯金にする場合は、本人名義あるいは「〇〇成年後見人△△」名義の口座で管理し、成年後見人名義の口座で預貯金するなどして、成年後見人と本人の財産の見分けがつかなくなるようなことがないように、注意してください。

また、成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を家庭裁判所に報告し、必要に応じて、家庭裁判所に対して事前に相談をする等、家庭裁判所や成年後見監督人（これが選任されている場合）の監督を受けることとなります（これを「後見監督」といいます。）。

以上のように、成年後見人は、家庭裁判所から選任され、家庭裁判所や成年後見監督人の監督の下で、本人のために働いていただく、本人にとってなくてはならない方です。

3 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人のために、その判断能力の不足を保佐することです。そして、本人のために行った職務の内容について家庭裁判所に報告しなければなりません。

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に同意をすることや、本人が保佐

人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にはこれを取り消すことで、また、別途代理権付与の審判申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、その審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

4 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人のために、その判断能力の不足を補助することです。そして、本人のために行った職務の内容について家庭裁判所に報告しなければなりません。

補助人は、同意権付与の審判申立てが認められれば、その審判で認められた行為（重要な財産行為の一部に限る。）を行う際に本人に対して同意をすることや、本人が補助人の同意を得ないでこの行為をした場合はこれを取り消すことができます。また、代理権付与の審判申立てが認められれば、本人の財産に関する行為のうち、その審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

本人の財産管理は、安全確実に行うことを基本とし、投機的な運用は避けてください。また、このことは、本人と成年後見人等が親子や夫婦の関係にあつたとしても同じです。たとえ、本人の配偶者（夫又は妻）や子どもに対してであっても、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは、原則として認められません。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

贈与や貸付の必要がある場合は、必ず事前に家庭裁判所に相談してください。相談なく行いますと、贈与を受けた者や成年後見人等から全額返金してもらうことになり

ます。

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が成年後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費、本人が負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。ただし、上記以外についての支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う香典や祝儀等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。本人のために自宅を修理・改築したり、本人の送迎のために自動車を購入したりしようとする場合など、多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性や相当性を慎重に判断する必要がある場合には、事前に家庭裁判所に相談してください。

第5 後見等監督（成年後見人等に対する監督）について

1 後見等監督の内容

家庭裁判所は、成年後見人等に対して、その職務を正しく行っているか、また、後見等の事務を行う上で問題点がないか確認するために、定期的に照会をし、それに対して回答をしていただくなどの監督を行います。

そして、本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、収支状況報告書、その裏付けとなる通帳や領収書類などのコピーを提出していただきます。

そのため、成年後見人等は、日ごろから領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- 本人の居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定等をする場合
→「居住用不動産の処分許可」の申立てが必要です。
- 本人と成年後見人等が共同相続人である場合に遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する行為をする必要がある場合
→「特別代理人選任」等の申立てが必要です。
- 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
→「報酬付与」の申立てが必要です。
- このほかの場合でも、本人の重要な財産を処分したり、その行為が本人の利益になるかが不安な場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

第6 後見等事務の終期について

後見等事務は、本人が死亡したり、本人の意思能力が回復して後見等開始の審判が取り消されたり、成年後見人等が辞めたりした時まで続きます。

成年後見人等は、本人が死亡した場合は、速やかに家庭裁判所に連絡し、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告し、管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。

また、成年後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所に「成年後見人等の辞任」の申立てをし、その許可を得て、辞任することができます。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合には、事務の引継ぎを行うこととなります。

家庭裁判所に提出する資料のコピーの取り方

第1 一般的な注意

- 1 紙の大きさは、記録につづる都合上、A4判（この紙の大きさ）にしてください（原稿が大きく、A4判では収まりきらない場合は、A3判でもかまいません。）。※記録はA4判タテで左とじにします。
- 2 原稿が小さくても、コピーした紙を切らないで下さい。また、拡大や縮小はしなくて結構です。

第2 コピーを取る部分

- 1 年金の証書・支給額通知書
支給額が記載されている部分
- 2 固定資産税の納付書
「表紙」（年税額）と「資産の内訳（固定資産税評価額）」の頁
- 3 健康保険料，介護保険料の納付書
年間の保険料が記載されている部分
- 4 病院や施設の領収書
支払金額が記載されている部分
- 5 預貯金の通帳
 - ・ 金融機関名，支店名，口座番号，名義人，届出人などが書いてある部分
 - ・ 普通預金や通常貯金については，印字されている頁
 - ・ 総合通帳で，1冊の通帳に普通預金と定期預金（または貯蓄預金）が記載されているものは，それぞれのコピーをとってください。
- 6 定期預金，定額貯金などの証書，生命保険の証書
表，裏面両方
- 7 登記簿謄本（登記事項証明書）
コピーではなく，原本を提出してください。もし，原本の返却を希望される場合は，その旨をお知らせください。

後見開始等申立必要書類一覧表

必ず必要なもの	☆ 申立書	1通
	☆ 申立書付票	1通
	☆ 財産目録	1通
	☆ 診断書 ※ 診断書を作成した医師が鑑定を引き受けてくれるかを確認し、その結果を「診断書を作成される主治医等の先生へ」の別紙「鑑定人候補者について」という書面に記入し提出してください。	1通
	戸籍謄本	
	本人分(改製原戸籍も必要になることがあります。)	通
	申立人分	1通
	成年後見人等候補者分 ※申立人と同じ人なら必要ありません。	1通
	戸籍附票または住民票	
	本人分	1通
	申立人分	1通
	成年後見人等候補者分 ※申立人と同じ人なら必要ありません。	1通
	☆ 登記されていないことの証明書	
	本人分	1通
	成年後見人等候補者分	1通
	※ 水戸地方法務局(窓口交付のみ)または東京法務局(窓口交付・郵送請求)で交付を受けてください。	
身分証明書(成年後見人等候補者分)	1通	
※ 成年後見人等候補者が破産宣告等を受けていないことの証明書です。 本籍地の市区町村役場で取り寄せてください。		
諸費用		
収入印紙 800円		
登記印紙 4000円		
郵便切手(1050円分1組, 80円15枚, 10円10枚, 500円4枚)		
※ 保佐開始, 補助開始では1050円分1組を加える。		
鑑定費用(現金5万~10万円)		
本人について該当する場合に必要なもの	1 健康状態が分かる資料(障害者手帳, 療育手帳等のコピー)	
	2 不動産についての資料(不動産登記簿謄本, 固定資産評価証明書)	
	3 預貯金に関する資料(預貯金通帳, 定期預貯金証書のコピー)	
	4 有価証券(株券, 国債, 社債, 投資信託等)に関する資料(預かり証, 取引残高証明書のコピー)	
	5 生命保険, 損害保険等についての資料(保険証書のコピー)	
	6 負債に関する資料(ローン契約書, 借用書, 支払明細書のコピー)	
	7 収入についての資料(給料明細書, 年金証書, 年金の振込口座通帳のコピー)	
	8 支出についての資料(施設利用料・入院費等の領収書, 健康保険料納付書, 介護保険料納付書, 固定資産税納付書, 地代・家賃などの領収書のコピー)	
	9 後見人選任後, 遺産分割の予定がある場合に必要な資料	